

～事業主・加入員の皆様へ重要なお知らせ～

厚生年金基金制度見直し法による 当基金の方向性について

～ ポイント ～

- ◆ 厚生年金基金制度に関する法令が施行されたことを受け、現在当基金が国の老齢厚生年金の報酬比例部分を代行している代行部分を、国に返上する方針とします。（これを「代行返上」といいます。）
- ◆ 国へ代行部分を返上した後は、従来の上乗せ部分の加算部分(事業主が掛金を全額負担)のみで産業機械工業界としての年金制度を再構築し、移行することを目指します。

【理由】

1. 平成26年4月施行の改正法は、基金制度の実質的な廃止を柱としており、厚生年金基金の存続に対しては、極めて厳しい新たな存続条件が設けられました。
2. 新たな存続条件を満たすためには、掛金の大幅な負担増(事業主負担)が必要となります。
3. 他業界の基金と同様、国の老齢厚生年金の一部(報酬比例部分)を代行する部分(代行部分)を国へ返上する、「代行返上」をせざるをえなくなりました。
4. 解散と言う選択肢もありますが、デメリットも大きく、上乗せ部分の加算部分は、業界全体での年金制度として存続させる事が重要と考えました。

◆ 皆様のご理解をお願いいたします。

「代行返上」のため必要な厚生労働省の認可取得については、事業主、加入員の皆様のご同意が必要となります。改正法施行により、「代行返上」が避けられない現状につきご理解いただき、何卒「代行返上」にご同意くださいますよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成26年7月

日本産業機械工業厚生年金基金

日本産業機械工業厚生年金基金は、昭和46年10月に産業機械工業界全体での優秀な人材確保と働くみなさまの老後の生活保障を目的として設立されました。本年10月には、設立して43年を迎えることとなり、皆様のご理解とご支援のおかげと感謝申し上げます。

さて新聞報道や「基金だより」等でご案内のとおり、平成24年2月に他の基金で発覚したAIJ投資顧問詐欺事件をきっかけに、厚生年金基金の運用問題がクローズアップされました。当初は「資産運用のあり方」を中心とした議論が、厚生年金基金制度の根幹をなす「基金が国の老齢厚生年金の報酬比例部分を代行している代行部分のあり方」にまで拡大しました。結果、国(厚生労働省)は、厚生年金基金制度の実質的な廃止を柱とする「厚生年金保険法の改正法(以下「改正法」)」を平成25年6月に成立させ、本年4月から施行されています。

当基金は設立来、国が定めた法令に従い運営してきましたが、「改正法」で新たに示された厚生年金基金制度を存続していくための条件は非常に厳しく、他の業界同様に残念ながら制度存続は不可能に近いと言わざるを得ません。

理事会・代議員会で、今後の当基金制度のあり方を慎重に検討し、平成26年2月20日開催された第95回代議員会において、厚生年金基金としての存続は困難と判断し、

- 国の老齢厚生年金の報酬比例部分を代行している代行部分は国へ返上する
- 上乗せ給付部分の加算部分は新しい企業年金制度を検討し移行を目指す

方向性であることを確認し、平成26年9月の代議員会で代行返上方針決議を行う旨決定いたしました。厚生年金基金としての存続はできませんが、業界全体の優秀な人材確保や老後生活保障の業界版企業年金制度の役割は、今後も大きいものであり、解散・清算を行うのではなく、新制度を立上げ、移行をしていく事が重要と判断した次第です。

「改正法」の趣旨に沿った変更ではありますが、国へ代行部分を返上するには、加入員の皆様のご同意が必要です。事業主の皆様には、業界全体の企業年金制度を今後も永続的に維持していくための方針である事を何卒ご理解いただき、方針決議後の加入員の皆様のご同意書の取りまとめ等のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

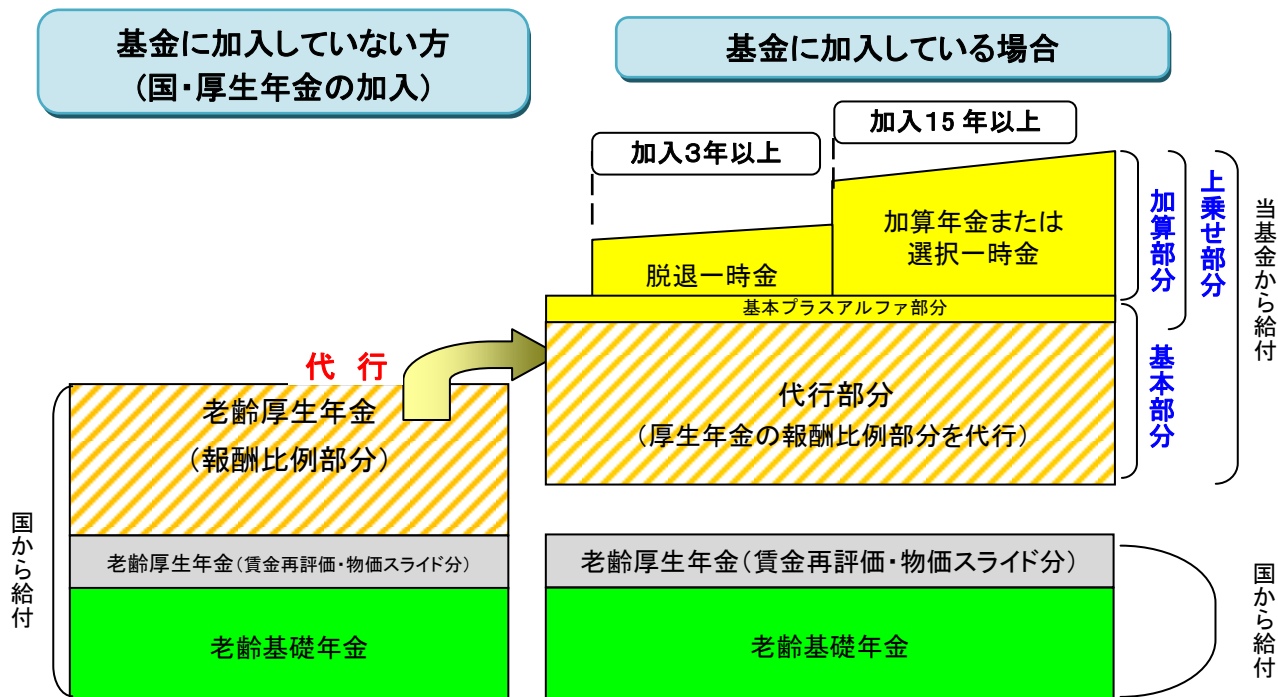
[法改正動向を受けた検討会議経緯]

検討会議の開催日付	区 分	内 容
平成25年9月12日	理事会・代議員会	「改正法」の内容と当基金の選択肢について
平成26年1月30日	理事会	「改正法」の内容と当基金の方向性について
平成26年2月20日	代議員会	「改正法」の内容と当基金の方向性について
平成26年9月(予定)	理事会・代議員会	当基金の代行返上方針について

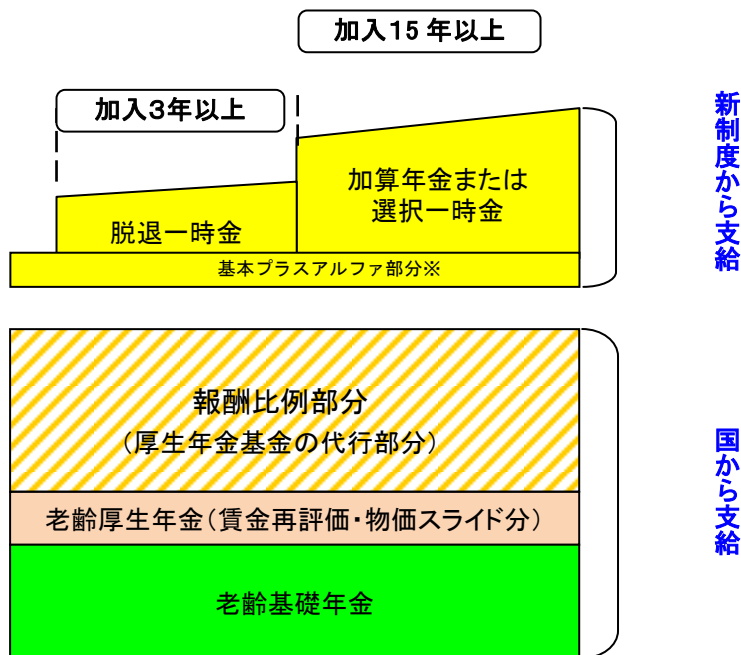
- 代議員会は、基金運営上の重要事項を審議決定する議決機関として意志を決定します。代議員会は、事業主側から選ばれる[選定代議員]と加入員において互選される[互選代議員]とで構成され、各21名の42名で構成されています。任期は3年です。
- 理事会は、厚生年金基金の執行機関です。[選定理事]と[互選理事]各10名の20名で構成されています。理事長は、選定代議員の理事の中から選挙で選ばれます。任期は3年です。

1. 日本産業機械工業厚生年金基金のしくみ

- 厚生年金基金は、厚生年金の一部(報酬比例部分)を国に代わって運営を行う「代行部分」と基金独自の上乗せ部分である「加算部分」から成り立っています。
- 加入事業所数 140 社、加入員数 16,795 名、年金受給者数 13,858 名
資産規模約 748 億円(見込み)(平成 26 年 3 月末現在)



【代行返上】すると…



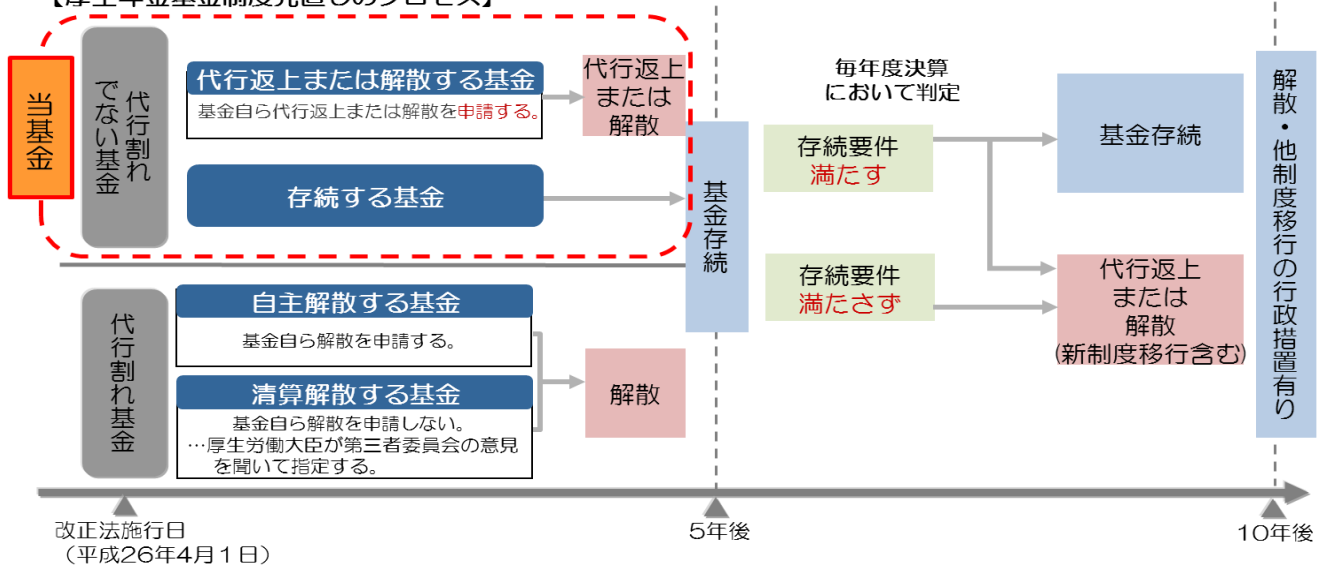
※基本プラスアルファ部分の代行返上後の取扱いについては変更となる可能性があります。

2. 「厚生年金保険法の改正法」のポイントと存続条件

【改正法のポイント】

- 厚生年金基金に関する規定は、厚生年金保険法の本則から削除され、改正法施行（平成26年4月1日）以後、厚生年金基金は改正法附則の「存続厚生年金基金」と位置付けられます。なお厚生年金基金の新設は認められません。
- 改正法施行後、5年後（平成31年度）までに『新存続条件』を満たす事が求められます。
- 平成31年度以降は、存続条件を満たさない基金に対しては、解散命令の発動も可能とされています。
- 改正法施行後5年間で代行割れ基金の早期解散を促すため、事業所間の連帯債務の解除等の特例措置が時限的に設けられます。

【厚生年金基金制度見直しのプロセス】

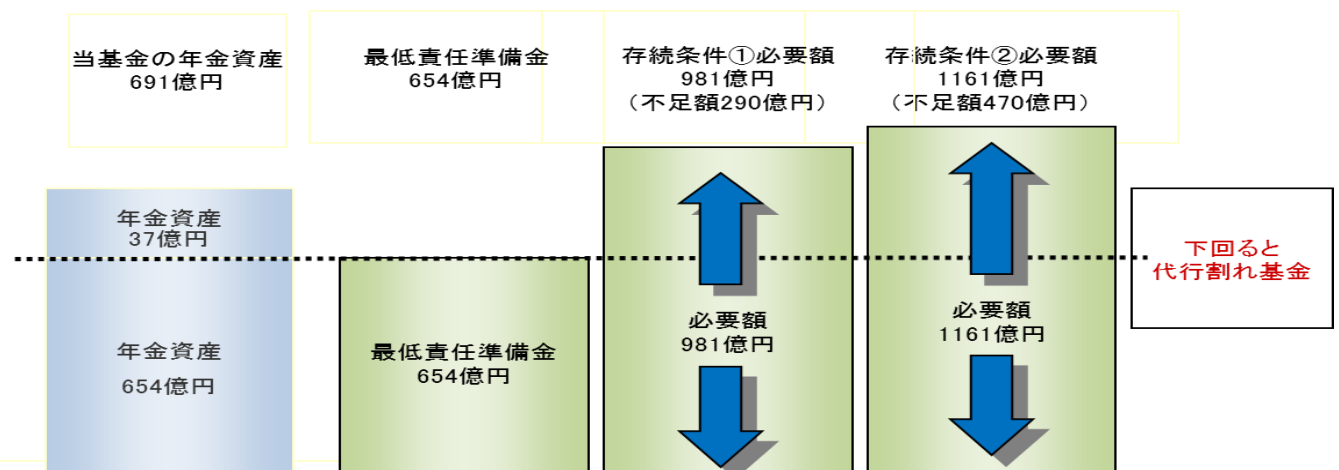


【存続条件】

- ① 最低責任準備金 × 1.5倍（平成24年度決算では、当基金は1.05倍）
- ② 最低積立基準額 × 1.0倍（平成24年度決算では、当基金は0.59倍）

最低責任準備金…国へ返還する代行部分の給付に必要な額

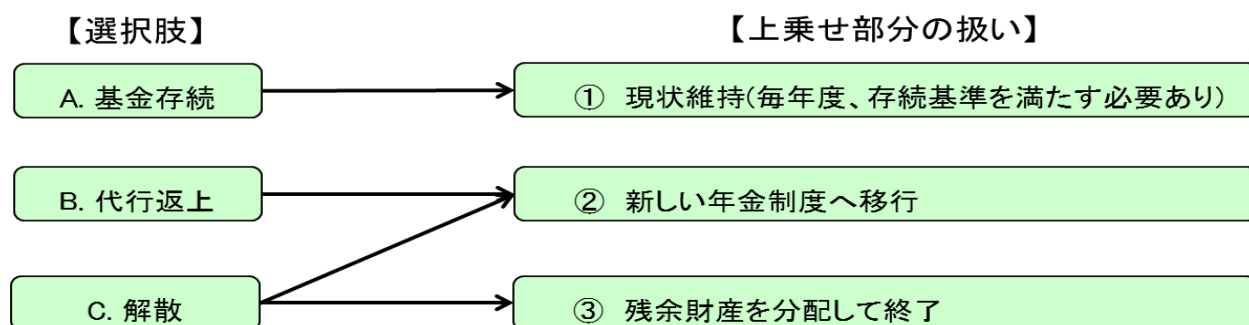
最低積立基準額…最低責任準備金に上乗せ給付部分の給付に必要な額を加えたもの



【平成24年度財政決算の状況】

3. 当基金の対応方針～なぜ代行返上を行うのか

改正法の施行後、当基金が取りうる選択肢は以下の通りです。



A.⇒① 基金存続

厚生年金基金の存続条件を満たすためには大幅な掛金引上げが必要です。

- 改正法では、前頁の新存続条件が設けられ、積立水準の大幅改善が求められます。
- 5年後までに存続条件を満たす必要があり、今後毎年現行掛金の約1.55倍、加入員1人当たり年額18.5万円強(※)の掛金引上げが必要です。(※標準報酬月額約35万円と仮定)
- 積立水準の向上の余地について、財政・運用の両面から外部機関を交えて検討を重ねましたが、やはり上記掛金負担は非現実的との結論に至りました。

C.⇒③ 解散

「③残余財産を分配して終了」する場合、老後の生活保障としての機能が損なわれデメリットが大きいと判断しました。

- 解散することによって、上乗せ部分(加算部分)の年金給付は終了となります。
- 代行部分を国に返上した後の残余財産を一時金として分配しますが、積立不足があることから、給付額は年金受給の総額に比べると少額となってしまいます。
- 分配の実施までには、相当な期間(約2年)がかかります。

B.⇒② 代行返上

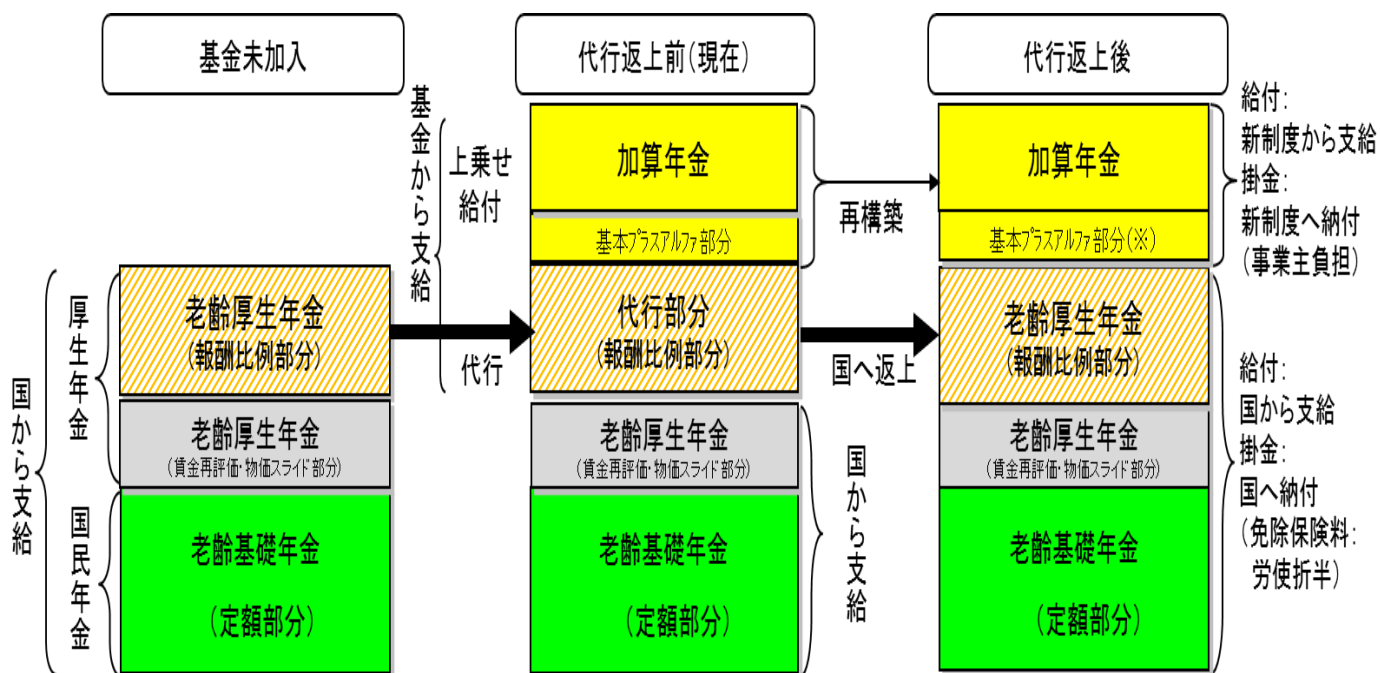
様々な角度から検討した結果、「厚生年金保険法の改正法」の趣旨に沿って「代行返上」を行う。上乗せ部分のみで、新たな年金制度へ移行することが最善と判断しました。

- 業界全体での人材の確保及び老後の生活をより豊かにという基金設立時の考えに変わりはありません。少しでもリスクを抑えた安定的で永続的な制度に見直しを図り、大切な年金制度を将来にわたって運営することが重要であると議論されました。
- 受給者・受給待期者も移行され、年金給付が継続されます。
- 代行部分を国に返上した後の上乗せ部分の新制度は、厚生年金基金と比べ柔軟な制度設計が可能であり、様々なニーズの取込が可能です。また資産運用リスク(運用に伴う多額の利差損発生リスク)を大幅に抑制できる体制も採用できます。

4.代行返上とは

《代行返上とは？》

○厚生年金基金が厚生年金保険の一部を代行するために積立っている資産を国に返還し、国の年金給付の代行業務を、国に返上する事です。



※基本プラスアルファ部分の代行返上後の取扱いについては変更となる可能性があります。

《代行返上すると給付・掛金はどうなるか？》

① 給付

- 基金が代行している年金給付は、国に支給義務が移転し、国から支給される事になります。国の年金額は基金未加入の場合と同じで、代行返上により国の年金額が減る事はありません。
- 加算年金部分は、代行返上後の新制度(確定給付企業年金制度)からの給付予定です。

② 掛金

- 代行返上の認可を受けると、その翌月から現在基金に納めている掛金のうち代行部分の掛金は国へ納める事となります。
- 代行部分以外の掛金は、新制度移行後も事業主様のご負担で、新制度移行後、新制度へ納付いただきます。なお、掛金総額は、現行水準内で検討しています。

※現在、代行部分の債務(最低責任準備金)に対して基金の資産は上回っており、いわゆる「代行割れ」の状態ではありませんので、代行返上に伴う事業主様の掛金追加拠出はございません。

代行返上に関するQ&A

Q1 「代行返上」とはどのようなことですか？

- 厚生年金基金が行っていた国の老齢厚生年金の代行部分の給付・管理を国に戻し、その代行部分を除いた基金独自の上乗部分の加算部分の給付を新しい制度に移行する事をいいます。基金はこれまで、国に代わって老齢厚生年金の一部を支給する義務と、それを支払うための掛金を、国の厚生年金保険料の一部から基金に納めて頂き、管理運用する役割を担ってきました。代行返上後はその役割を国に返上するので、今まで積み立てた代行部分の給付を行うための積立資産も国に返還します。

Q2 代行返上にあたって、追加負担はあるのですか？

- 現在、代行部分の給付に必要な資産が確保できており、代行返上で事業所様の追加負担はありません。

Q3 他の厚生年金基金も代行返上していますか？

- 業界型の基金は現在 462 ありますが、代行返上(解散を含む)を実施すべく検討を進めています。今回の法改正による厚生年金基金制度の存続条件を満たす基金は、全体の1割もないと言われています。平成26年3月24日付厚生労働省局長通知にて、代行返上後の後継制度を検討するように指導があり、事業主・加入員への説明内容まで報告が求められるため、各基金とも他の企業年金への移行を既に決定または検討しています。

Q4 現在給与から基金の掛金が天引きされていますが、代行返上すると保険料はどうなりますか？

- 加入員の皆様から現在天引きされている掛金は、代行部分に係る掛金です。もともと国に納める厚生年金保険料の一部を、基金に納めていただいているものです。
- 代行返上後は、加入員の皆様の基金掛金は、現在事業所が納めている厚生年金保険料と合わせた額を事業所経由にて国に納めることとなります。給与明細の「厚生年金基金掛金」が無くなりますが、その分国の「厚生年金保険料」が増えるので、天引きされる総額は変わりません。

Q5 年金を受給するのは先ですが、代行返上により将来の年金額が変わることはないのですか？

- 基金が行っていた代行部分の給付は、国から支給されるようになりますので、代行部分の支払い元が国に移るだけで、この部分の年金額に変更はありません。

Q6 代行返上をする方針が決まった以上、これから入社してくる者は基金に加入させなくても良いのですか。上乗せ部分の掛金が掛捨てのようなものではないのですか？

- 代行返上方針は決まりましたが、厚生労働省より代行返上認可を受けたわけではありません。基金制度は続いておりますので、認可が下りるまで加入して保険料を基金に納付して頂く必要があります。「代行部分」は、国に返還され、国から年金が支給されますので、掛捨てとはなりません。
全額事業主負担の上乗せ部分の加算掛金も、制度が継続している間は、この掛金を停止することはできません。将来、新制度に移行される給付のためのものであり掛捨てとはなりません。

Q7 代行返上するのであれば、事業所として今すぐにも基金から脱退できますか？

- 事業所単位の脱退は可能ですが、脱退するにあたり上乗せ部分を含めた基金全体の積立不足のうち、貴事業所に相当する部分を一括して納付いただく必要があります。

Q8 一定の条件を満たした基金のみ存続を認めると言う国の新存続条件の1.5倍水準とは？

- 従前、年金資産が代行部分相当額の1.05倍あれば条件に達していると認められてきました。現状、当基金資産積立水準は、 $691 \text{ 億円} \div 654 \text{ 億円} = 1.05 \text{ 倍}$ の水準です。
- 国の新条件は、年金資産 \geq 代行部分相当額 $\times 1.5$ です。
- 1.5倍という新条件は、代行部分 654 億円 (*見込み額) $\times 1.5$ 倍 = 981 億円(平成24年度財政決算結果より)が必要となります。条件達成のためには、事業主様ご負担の掛金引上げもしくは、リスクを大幅にとった(株式を中心とした)資産運用を実施することが必要です。また、条件を5年以内に達成できた場合でも5年目以降毎年度の決算にて、常に1.5倍水準を確保していなければなりません。年々高まる財政基準、変動の激しい運用環境のもと、毎年度確実にクリアすることは非常に厳しいといえます。

Q9 他の厚生年金基金で解散したという話を聞きましたが、仮に解散するとどうなるのですか？

- 当基金において「解散」となれば、代行給付のための積立金を国に返還した後、残った積立金(残余財産)を加入員・受給権者それぞれに分配して基金制度を終了させることとなります。
- 代行部分の給付は、国から支給されるようになるので、「代行返上」も「解散」もこの部分の年金額は変わりませんが、解散の場合、基金独自の加算給付については、基金制度自体がなくなるため、その時点の残余財産を分配して終了となります。
- なお、事業所単位で残余財産(加入員のみ)を他の企業年金制度に移行する方法もあります。

お問い合わせ先

日本産業機械工業厚生年金基金

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-6-1 小川ビル 6 階

TEL 03-3593-0878

FAX 03-3593-0898